

火薬類取扱場所に対する立入検査の実施に関する規程（概要）

（昭和51年鹿児島県公安委員会規程第1号）

本規程は、火薬類取締法第43条第2項に基づき、鹿児島県警察職員が火薬類取扱場所に対して行う立入検査の実施に関し、必要な事項を定めたものである。

本規程の主な内容は、

- 立入検査の実施要領
- 立入検査実施後の措置
- 立入検査の報告

等である。